

記入例

公共物占用許可申請書

調布市長 宛

新規	更新	変更	番号	年	月	日
----	----	----	----	---	---	---

申請者

住所 調布市小島町2-35-1

氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎

電話 042-481-0000

法人においては、主たる事務所の所在地、名称及び電話番号

調布市公共物の管理に関する条例第3条第1項の規定により公共物の占用を申請します。

記

土地の名称	水路敷	道路敷	その他 ()
使用の目的及び態様	給水管理設工事		
工作物の名称・種類・構造	φ50ステンレス波状管		
占有の場所	世田谷区 荻葉町 10 丁目 1 番地 1 先 まで	西仙川 1 丁目 1 番地 1 先 まで	
占有面積	20 平方メートル		
占有期間	令和 ● 年 5 月 1 日 から () 日間) (工事期間) 令和 ● 年 5 月 1 日 から () 日間) 令和 ● 年 9 月 30 日 まで () 日間)		
添付書類	1 印鑑証明書(法人の場合は資格証明書)及び利害関係者同意書 2 案内図・縦断面図・構造図及び設計仕様書 3 占有求積図・公図の写・公共用地境界確定図及び土地登記簿謄本 4 その他 ()		
備考	延長	幅	面積 m ² 期間 筒月 総額 円
	(算定)		
	(その他)		

市区境で調布市以外の場合はその名称を入れて下さい。

終了期間は入れないで下さい。

公共物占有許可書

※「公共物占有許可書」も同じ書類を添付して提出してください

住所 調布市小島町2-35-1

氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎 様

調布市長 

年 月 日付で申請のあった下記の公共物の占有許可申請について、占有を許可します。

記

土地の名称	水路敷	道路敷	その他 ()		
使用の目的及び態様	給水管理設工事				
工作物の名称・種類・構造	φ50ステンレス波状管				
占有の場所	若葉町 10 丁目 1 番地 1 先 から	世田谷区 西仙川 1 丁目 1 番地 1 先 まで			
占有面積	20 平方メートル				
占有期間	令和 ● 年 5 月 1 日 から (日間) 年 月 日 まで (工事期間) 令和 ● 年 5 月 1 日 から (日間) 令和 ● 年 9 月 30 日 まで				
占有料	円				
添付書類	1 印鑑証明書(法人の場合は資格証明書)及び利害関係者同意書 2 案内図・縦断面図・構造図及び設計仕様書 3 占有求積図・公図の写し・公共用地境界確定図及び土地登記簿謄本 4 その他 ()				
備考	延長	幅	面積	期間	総額
			m ²	箇月	円
	(算定)				
(その他)					

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公共物占用料減免申請書

調布市長 宛

※「公共物占用料減免決定通知書」も同じ書類を添付して提出し

申請者

住所 調布市小島町2-35-1
氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎
電話 042-481-0000
(担当者) 調布 次郎

法人においては、主たる事務所の所在地、名称及び電話番号

調布市公共物の管理に関する条例施行規則第7条の規定により、占用の許可を受けた公共物について占用料の減額・免除を申請します。

記

土地の名称	水路敷	道路敷	その他 ()
使用の目的及び態様	給水管理設工事		
工作物の名称・種類・構造	φ50ステンレス波状管		
占用の場所	若葉町 10 丁目 1 番地 1 先 から	世田谷区 西仙川 1 丁目 1 番地 1 先 まで	
占用面積	20 平方メートル		
減免申請理由	調布市公共物管理条例第7条に基づき公共物占用料全額免除		
占用期間	令和 年 4 月 1 日 から 年 月 日 まで		
占用料	円		
免除又は減額する額	円		
備考			

市区境で調布市以外の場合はその名称を入れて下さ

終了期間は入れないで下さい。

公共物占用料減免決定通知書

住所 調布市小島町2-35-1

氏名 代表取締役社長 調布 太郎
代表取締役社長 調布 太郎 様

調布市長 印

年 月 日付で申請のあった下記の公共物の占用料の減免申請については、下記のとおり決定します。

記

土地の名称	水路敷	道路敷	その他 ()
使用の目的及び態様	給水管理設工事		
工作物の名称・種類・構造	φ50ステンレス波状管		
占有の場所	若葉町	10 丁目	1 番地 1 先 から
	世田谷区 西仙川	1 丁目	1 番地 1 先 まで
占有面積	20	平方メートル	
減免申請理由	調布市公共物管理条例第7条に基づき公共物占用料全額免除		
減免決定区分			
占有期間	令和 ● 年	4 月	1 日 から 年 月 日 まで
占有料	円		
免除又は減額する額	円		
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公共物占有許可継続申請書

調布市長 様

申請者

住所 調布市小島町2-35-1

氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎

電話 042-481-0000

(担当者) 調布 次郎

法人においては、主たる事務所の所在地、名称
及び電話番号

調布市公共物の管理に関する条例第4条の規定により占有の継続許可を申請します。

記

土地の名称	水路敷 道路敷 その他 ()
使用の 目的 及び態様	給水管埋設工事
工作物 の名称・ 種類・構造	φ50ステンレス波状管
占有の場所	若葉町 10 丁目 1 番地 1 先 から 世田谷区 西仙川 1 丁目 1 番地 1 先 まで
占有面積	20 平方メートル
占有期間	令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日 まで
占有料	円
添付書類	1 印鑑証明書(法人の場合は資格証明書)及び利害関係者同意書 2 案内図・縦断面図・構造図及び設計仕様書 3 占有求積図・公図の写・公共用地境界確定図及び土地登記簿謄本 4 その他 ()
備考	

公共物占用許可書

住所 調布市小島町2-35-1

氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎 様

調布市長

印

年 月 日付で申請のあった下記の公共物の占用許可申請について、
占用を許可します。

記

土地の名称	水路敷	道路敷	その他 ()		
使用の 目的 及び態様	給水管理設工事				
工作物 の名称・ 種類・構造	φ50ステンレス波状管				
占用の場所	若葉町 10 丁目 1 番地 1 先 から 世田谷区 西仙川 1 丁目 1 番地 1 先 まで				
占用面積	20 平方メートル				
占用期間	令和 ● 年 4 月 1 日 まで (日間) 令和 ● 年 3 月 31 日 まで (工事期間) 年 月 日から (日間) 年 月 日まで				
占用料	円				
添付書類	1 印鑑証明書(法人の場合は資格証明書)及び利害関係者同意書 2 案内図・縦断面図・構造図及び設計仕様書 3 占用求積図・公図の写・公共用地境界確定図及び土地登記簿謄本 4 その他 ()				
備考	延長	幅	面積	期間	総額
			m ²	箇月	円
	(算定)				
(その他)					

公共物工事着手届

調布市長 様

申請者

住所 調布市小島町2-35-1

氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎

電話 042-481-0000

(担当者) 調布 次郎

法人においては、主たる事務所の所在地、名称
及び電話番号

令和 年 12 月 1 日付けで占用の許可を受けた下記の工事については、令和 年
12 月 10 日に工事に着手するので、届け出ます。

記

土地の名称	水路敷 道路敷 その他 ()
工事の 目的 及び態様	給水管埋設工事
工事の場所	若葉町 10 丁目 1 番地 1 先 から 世田谷区 西仙川 1 丁目 1 番地 1 先 まで
工事期間	令和 年 12 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日 まで
添付書類 及び図面	占用許可書の写し等
備考	

公共物工事完了届

調布市長 様

申請者

住所 調布市小島町2-35-1

氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎

電話 042-481-0000

(担当者) 調布 次郎

法人においては、主たる事務所の所在地、名称
及び電話番号

令和 年 12 月 1 日付けで占用の許可を受けた下記の工事については、令和 年
3 月 23 日に工事が完了したので、届け出ます。

記

土地の名称	水路敷	道路敷	その他 ()
工事の 目的 及び態様	給水管埋設工事		
工事の場所	若葉町 10 丁目 1 番地 1 先 から 世田谷区 西仙川 1 丁目 1 番地 1 先 まで		
工事期間	令和 年 12 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日 まで		
添付書類 及び図面	占用許可書の写し等		

地位承継届

調布市長 様

申請者

住所 調布市小島町2-35-1

氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎

電話 042-481-0000

(担当者) 調布 次郎

法人においては、主たる事務所の所在地、名称
及び電話番号

令和 年 5 月 1 日付で、次のとおり地位を承継したので届け出ます。

記

土地の名称	水路敷 道路敷 その他 ()
使用の 目的 及び態様	給水管理設
使用の場所	若葉町 10 丁目 1 番地 1 先 から 世田谷区 西仙川 1 丁目 1 番地 1 先 まで
許可期間	令和 年 12 月 10 日 から 年 月 日 まで
承継の原因	譲渡
許可された 者の住所 及び氏名	住所 東京都調布市国領町10-10-10 氏名 国領七郎 (電話) 042-000-0001
備考	

公共物占用終了届

調布市長 様

申請者

住所 調布市小島町2-35-1

氏名 調布市環境部下水道課
代表取締役社長 調布 太郎

電話 042-481-〇〇〇〇
(担当者) 調布 次郎

法人においては、主たる事務所の所在地、名称及び電話番号

次のとおり、調布市公共物の管理に関する条例第13条の規定により占用の終了を届け出ます。

記

土地の名称	水路敷 道路敷 その他 ()																
使用の目的及び態様	給水管理設工事 市区境で調布市以外の場合はその名称を																
工作物の名称・種類・構造	φ50ステンレス波状管																
占用を終了する場所	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">岩葉町</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">10</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">丁目</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">番地</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">先</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">から</td> </tr> <tr> <td>世田谷区 西仙川</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">丁目</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">番地</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">先</td> <td style="text-align: center;">まで</td> </tr> </table>	岩葉町	10	丁目	1	番地	1	先	から	世田谷区 西仙川	1	丁目	1	番地	1	先	まで
岩葉町	10	丁目	1	番地	1	先	から										
世田谷区 西仙川	1	丁目	1	番地	1	先	まで										
占用面積	20 平方メートル																
占用期間	令和 ● 年 4 月 1 日 から 年 月 日まで 終了期間は入れないで下さい。																
添付書類	許可書の写し、案内図、平面図、占用求積図 その他 ()																
備考																	